

厚生労働大臣が定める揭示事項

外来感染対策向上加算

当院は、院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っています。

- * 感染管理者が中心となり職員一同院内感染対策を推進します。
- * 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に研修会を年 2 回実施します。
- * 感染性の高い疾患(インフルエンザや新型コロナウイルス感染症、ウイルス性胃腸炎など)が疑われる場合は一般診療の方と動線を分けた診療スペースを確保して対応いたします。
- * 標準的感染予防策を踏まえ院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- * 抗菌薬の使用について厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用しています。
- * 感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。
- * 初診・再診に関わらず 6 点の加算（月 1 回に限る）に加えて、必要な対策を講じたうえで発熱やその他感染症の患者に対して初診を行った場合にはさらに 20 点加算となります。

医療情報取得加算

当院は、オンライン資格確認システム導入の原則義務化を踏まえ、当該システムの導入している保険医療機関となります。

マイナ保険証等の利用を通じて診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証のご利用にご協力をお願い致します。

* 公費負担受給者証はマイナンバーカードでは確認できませんので必ず原本をお持ちください。

医療 DX 推進体制整備加算

当院は、医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しております。

- ・ オンライン請求を行っています。
- ・ オンライン資格確認システムにより取得した医療情報を、診療を行う診察室、処置室等において閲覧又は活用できる体制を実施しています。

- ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。
- ・当院は電子処方箋発行に対応しています。

明細書発行体制加算

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。明細書には使用した薬剤名や検査名が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は受付へその旨お申し出ください。

*再診時に 1 点

一般名処方加算

当院では一般名処方を行っております。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行っています。

処方せんには調剤される医薬品が記載されていますが、医薬品の商品名を記載する場合と、一般名（有効成分の名称）で記載している場合があります。このうち、医薬品の名前を一般名で記載して、処方することを一般名処方といいます。

一般名処方を行うと調剤薬局において「先発医薬品」、「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」のどちらでも選ぶことができます。後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品よりも価格を安くすることが出来るために、患者様の負担軽減につながります。

生活習慣病管理料

令和 6 年 6 月より高血圧・糖尿病・脂質異常症を主病とする患者様にはこれまで「特定疾患療養管理料」を算定していましたが、政府の方針で具体的な治療目標を設定したうえで、生活習慣病を管理することが求められるようになりました。

そのため、今後高血圧・糖尿病・脂質異常症の改善に向けて治療目標を定めた「療養計画書」を作成し診療を進めていきます。作成した計画書には初回のみ患者様の署名を頂く必要があります。月 1 回に限り 333 点を加算させていただきます。

短期滞在手術等基本料 1

大腸ポリープ切除手術をより安全に行えるよう、短期滞在手術等基本料 1（1359 点）の施設基準を取得いたしました。

2023 年 7 月より大腸ポリープ切除術を施行された方に対し算定させていただきます。

人員の十分な配置・施設や医療設備の充実などより安全に手術ができる体制を整えております。

保険医療機関間の連携による病理診断

令和 6 年 6 月より高血圧・糖尿病・脂質異常症を主病とする患者様にはこれまで「特定疾患療養管理料」を算定していましたが、政府の方針で具体的な治療目標を設定したうえで、生活習慣病を管理することが求められるようになりました。

そのため、今後高血圧・糖尿病・脂質異常症の改善に向けて治療目標を定めた「療養計画書」を作成し診療を進めていきます。作成した計画書には初回のみ患者様の署名を頂く必要があります。月 1 回に限り 333 点を加算させていただきます。

外来在宅ベースアップ評価料

令和 7 年 5 月より当院は、医療従事者の賃金改善を図り、より質の高い医療を提供するため、厚生労働大臣が定める「外来在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」を算定しております。本評価料は、医師・歯科医師を除く主として医療に従事する職員の賃金改善に充てられます。患者様には、本評価料として、診療費の一部にご負担いただくことになります。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。初診時 6 点、再診時 2 点。

保険外費用の負担に係る事項

当院では証明書・診断書等につきまして、実費のご負担をお願いしております。

- ・ 診断書 当院書式 4,400 円
- ・ 診断書 保険会社書式 6,600 円
- ・ 証明書類 1,000 円